

# 長崎県農薬管理指導士認定事業実施要綱

62農産第43号

昭和62年3月24日

一部改正	平成	元年	9月11日付	1	農産第473号
一部改正	平成	2年	9月19日付	2	農産第405号
一部改正	平成	16年	1月7日付	15	農園第625号
一部改正	平成	18年	5月11日付	18	農園第68号
一部改正	令和	元年	5月13日付	31	農営第106号
一部改正	令和	4年	4月13日付	4	農園第87号
一部改正	令和	5年	4月25日付	5	農推第33号

## 第1 目的

本事業は、農薬使用者に直接接する農薬販売業者、農薬による防除を専門とする防除業者（以下「農薬販売業者」という。）ゴルフ場管理責任者並びに農薬使用管理の指導的立場にある者に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに試験を課し、その合格者を農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱業者の資質の向上を図り、もって農薬の安全使用の推進に資する。

## 第2 事業の実施

### 1. 農薬管理指導士の任務

農薬管理指導士は、農薬の販売業務に当たっては、農薬使用者に対して次に掲げる事項について指導または助言を行い、防除業務に当たっては、次に掲げる事項に留意し、適正な防除業務を推進する。

- (1) 農薬取締法（昭和23年、法律第82号）、その他農薬に関連する法令の遵守。
- (2) 農薬の特性に関する正しい知識。
- (3) 農薬取締法第25条に規定する農薬使用基準等農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守。
- (4) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止。
- (5) 病虫害及び雑草の防除等に関する正しい知識。
- (6) 県が定めた病虫害防除基準・雑草防除基準の遵守。
- (7) 農薬取締法第26条に規定する指定を受けた農薬に関する安全使用。
- (8) 毒物及び劇物取締法（昭和25年、法律第303号）により毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱及び安全使用。
- (9) 事故例が多く、特に必要とする農薬の安全使用。
- (10) その他農薬の安全使用等に関する事項で知事が必要と認めたもの。

### 2. 農薬管理指導士の認定等

- (1) 知事は、別表1で定める構成員による農薬管理指導士認定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、農薬管理指導士等認定試験結果の審査等を行う。

(2) 研修の実施

ア. 知事は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱業者に対して、1の遂行に必要な農薬管理指導士養成研修（以下、「養成研修」という。）を別紙1のカリキュラムにより実施する。

イ. 知事は、農薬管理指導士の認定期間が満了した農薬取扱業者に対して、農薬管理指導士更新研修（以下、「更新研修」という。）を別紙2のカリキュラムにより実施する。

(3) 農薬管理指導士認定試験の実施

知事は、(2)のアによる農薬管理指導士養成研修の修了者に対して、研修内容の修得の度合を判定するための農薬管理指導士認定試験（以下、「試験」という。）を別紙3のとおり実施する。

(4) 農薬管理指導士の認定及びその更新

ア. 知事は、試験の結果について、委員会の審査を経たのち合格者を決定し、これを農薬管理指導士として認定する。

イ. 農薬管理指導士の認定期間は、3年間とする。

ウ. 知事は、認定期間が満了した場合には、認定期間を更新する。

エ. 更新にあたっては、更新研修を受講するものとする。

(5) 認定の取消し

知事は、農薬管理指導士が農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合においては、委員会の意見を聴取して、農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。

3. 農薬管理指導士に対する援助

知事は、農薬管理指導士に対して第2の1の円滑な遂行を図るため、農薬の安全使用等に関する情報等の提供、助言、指導、その他の援助を行う。

4. 推進体制の整備

知事は、別表2で定める構成員による農薬管理指導士認定事業推進協議会を設置し、本協議会において、別紙1及び別紙2に定めるカリキュラム並びに別紙3に定める認定試験出題内容等について検討する。

第3 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は、農林部長が別に定める。

付 則 この要綱は、昭和62年3月24日から実施する。

別表1 農薬管理指導士認定委員会構成員

構成員
農業イノベーション推進室長
薬務行政室長
農林技術開発センター環境研究部門長

別表2 農薬管理指導士認定事業推進協議会構成員

構成員
農業イノベーション推進室（参事・課長補佐（みどり戦略推進班長）・みどり戦略推進班員・技術普及・高度化支援班員）
薬務行政室（課長補佐）
農林技術開発センター（病虫害発生予察室長）
全国農業協同組合連合会長崎県本部（肥料農薬課長）
長崎県農薬販売協同組合（理事長）
長崎県農薬小売商組合（理事長）
（社）日本造園業組合連合会長崎県支部（支部長）
長崎県ゴルフ場グリーンキーパー会（会長）

## 農薬管理指導士養成研修カリキュラム

研修及び試験項目	研修及び出題内容	研修時間	担当機関
植物防疫一般	・植物防疫行政、農薬行政に関する一般的な知識	45分	農業イノベーション推進室（みどり戦略推進班）
農薬管理指導士の任務	・農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置づけ、果たすべき役割及び遵守すべき事項		
関係法令	・農薬取締法に基づき、販売業者、防除業者が遵守すべき事項	20分	薬務行政室
	・毒物及び劇物取締法に基づき、農薬の販売、保管管理、遵守すべき事項等		
農薬の安全性の評価及び各種基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の安全性評価</li> <li>・農薬の残留基準設定の趣旨及び設定方法</li> <li>・農薬の安全使用基準の趣旨及び設定方法</li> </ul> 上記に関する基礎的知識	70分	病虫害発生予察室
農薬の安全使用、危被害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散布作業者に対する安全性確保</li> <li>・農作物に対する安全性確保</li> <li>・環境に対する安全性確保</li> <li>・農薬の保管管理</li> <li>・農薬散布保護装備</li> </ul>		
農薬一般	・農薬の種類、特性、農薬の農業生産に果たす役割等		
病虫害・雑草防除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物を加害する病虫害、雑草防除対策</li> <li>・本県で最近特に問題となっている病虫害、雑草の発生と防除対策</li> <li>・農薬の散布技術、防除機等の基礎知識</li> </ul>	45分	農業イノベーション推進室（技術普及・高度化支援班）
計		180分	

## 別紙 2

## 農薬管理指導士更新研修カリキュラム

研 修	内 容	研修時間	担当機関
農薬危害防止 対策について	ポジティブリスト制度への対応、農薬 取締法に基づく販売者、使用者等が遵 守すべき事項	60分	農業イノベーション推進室（み どり戦略推進班 ）
毒物・劇物の 取扱いについ て	毒物及び劇物取締法に基づく、農薬の 販売、保管方法等遵守すべき事項	20分	薬務行政室
新安全防除運 動について	運動内容とその取組状況等	10分	全国農業協同組 合連合会長崎県 本部
農薬安全使用 一声運動につ いて	運動内容とその取組状況等	10分	農薬販売協同組 合
当面の病虫害 防除対策につ いて	主要病虫害の防除対策	20分	病虫害発生予察 室
特別研修	農薬管理指導士の任務遂行 に必要な事項等	15分	農業イノベーション推進室（み どり戦略推進班 ）
計		135分	

## 農薬管理指導士認定試験

研修及び試験項目	研修及び出題内容	出題数 (問)	配点 (点)	担当機関
植物防疫一般	・植物防疫行政、農薬行政に関する一般的な知識	3	7.5	農業イノベーション推進室 (みどり戦略推進班)
農薬管理指導士の任務	・農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置づけ、果たすべき役割及び遵守すべき事項	2	5	
関係法令	・農薬取締法に基づき、販売業者、防除業者が遵守すべき事項	5	12.5	
	・毒物及び劇物取締法に基づき、農薬の販売、保管管理、遵守すべき事項等	5	12.5	薬務行政室
農薬の安全性の評価及び各種基準の設定	・農薬の安全性評価 ・農薬の残留基準設定の趣旨及び設定方法 ・農薬の安全使用基準の趣旨及び設定方法 上記に関する基礎的知識	5	12.5	病虫害発生予察室
農薬の安全使用、危被害防止対策	・散布作業者に対する安全性確保・農作物に対する安全性確保 ・環境に対する安全性確保 ・農薬の保管管理 ・農薬散布保護装備	5	12.5	
農薬一般	・農薬の種類、特性、農薬の農業生産に果たす役割等	5	12.5	
病虫害・雑草防除等	・農作物を加害する病虫害、雑草防除対策 ・本県で最近特に問題となっている病虫害、雑草の発生と防除対策 ・農薬の散布技術、防除機等の基礎知識	10	25.0	農業イノベーション推進室 (技術普及・高度化支援班)
計		40	100	

※試験問題は、原則として三者択一形式とする。

# 長崎県農薬管理指導士認定事業実施要綱 の運用について

62農産第43号

昭和62年3月24日

(最終改正 令和5年4月25日付5農イ推第33号)

## 第1 研修の実施について

### 1. 農薬管理指導士養成研修の受講資格について

長崎県農薬管理指導士認定事業実施要綱（昭和62年3月24日付け62農産第43号農産課長通知）（以下「要綱」という。）第2の2の（2）のアの農薬管理指導士養成研修の受講資格は次のいずれかによるものとする。

- （1） 満20才以上の農薬販売業者又は、その従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者。
- （2） 満20才以上の防除業者又は、その従業員で、現に防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者。
- （3） ゴルフ場作業従事者
- （4） 農薬の管理使用に関して指導的立場にある者
- （5） その他知事が必要と認める者

### 2. 研修の受講申請について

要綱第2の2の（2）の研修を受講しようとする者は、別記様式第1号から別記様式第3号に定める申請書に、所定事項を記載のうえ、履歴書を添えて知事に受講の申請をするものとする。知事は、当該農薬取扱業者が転勤する事業所の所在地（以下「勤務地」という。）が、県内にある場合に限って、これを受理する。

### 3. 研修のカリキュラムについて

研修のカリキュラムは、要綱第2の2の（1）の農薬管理指導士認定委員会が実施する農薬管理指導士養成研修については要綱別紙1を、農薬管理指導士更新研修については要綱別紙2を基準として策定する。

### 4. 更新研修を受講できなかった者の措置について

要綱第2の2の（4）のエにおいて、特別の事情がある場合には、次年度に受講できるものとするが、受講しなかった者については認定資格が消滅する。（認定の取り消し）

## 第2 農薬管理指導士認定試験の実施及び合格判定基準について

### 1. 要綱第2の2の（3）の農薬管理指導士認定試験の試験項目、出題内容、出題数及び配点については、要綱別紙3を基準とする。

### 2. 試験時間は、1時間とする。

### 3. 試験の合格基準は、原則として70点以上とする。

### 4. 次のいずれかに該当する者については、農薬管理指導士に準ずる者として取扱い、認定試験は免除する。

なお、認定試験免除については、別記様式第4号に定める免除願を知事に申請するものとする。

- ① 他の都道府県知事が認定した「農薬指導士等」
- ② 全国農業協同組合連合会会長が認めた「防除指導員」
- ③ 全国農業協同組合中央会長が認めた「営農指導員」（但し、平成21年度以降の認証者に限る）
- ④ 全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」
- ⑤ 緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」

5. 第2の4の①および⑤に該当する者は、農薬管理士指導士養成研修に準じる研修を受講済みであることから、養成研修の受講について免除する。ただし、認定期間は養成研修に準じる研修の受講年から最長で3年間とする。（例：養成研修に準じる研修受講日が平成28年4月24日の場合、認定期間は認定日から平成30年12月31日迄）

### 第3 認定証の交付、再交付及び返納について

1. 知事は、要綱第2の2の（4）により農薬管理指導士として、認定した者に対して別記様式第5号に定める認定証を交付する。
2. 認定証を紛失または汚損した農薬管理指導士は、知事にその旨届け出て認定証の再交付（別記様式第6号）を申請できる。
3. 農薬管理指導士である者が、販売業もしくは防除業を廃止した場合又は、販売業もしくは防除業務に携わらなくなった場合、又は、要綱第2の2の（5）による認定の取り消しを受けた場合は、認定証を速やかに知事に返納しなければならない。

### 第4 農薬管理指導士を設置している旨の店頭標示について

農薬管理指導士を設置している農薬販売業者又は防除業者は、別添に定める標示を店頭に掲げることができる。

### 第5 農薬管理指導士の勤務地の変更について

1. 勤務地を変更した農薬管理指導士は、速やかに知事に勤務地変更届（別記様式第7号）を届け出なければならない。
2. 知事は、第2の4の①により県外からの勤務地の変更の届出を受理した場合は、当該届出をした農薬管理指導士の従前の勤務地を管轄する都道府県知事に対して、その旨通知する。

### 第6 その他

農協の営農指導員については、要綱第1の農薬取扱業者と見なすことができる。

別添

長崎県農薬管理指導士を設置している旨の店頭標示について

長崎県農薬管理指導士認定事業の運用について第4に規定する標記の件については、下記のとおりとする。

記

1. 規格

長崎県章の下に「長崎県農薬管理指導士」、「第〇〇〇号」をいれたものとする。

別記様式第1号（農薬販売業務又は防除業務従事者の方）

（「長崎県農薬管理指導士認定事業実施要綱の運用について」第1の1の（1）（2）の場合）

## 長崎県農薬管理指導士 養成研修受講申請書（実務経験証明書）

年 月 日

長崎県知事 様

3 × 4 cm (写真) ※試験免除者は不要
-------------------------------

住 所 〒

氏 名

T E L

年 齢

勤務先の名称

勤務先の所在地 〒

勤務先の T E L

受講予定場所（いずれかに○を付けてください）

県央地区・島原地区・県北地区・五島地区・上五島地区・壱岐地区・対馬地区

長崎県農薬管理指導士養成研修を受講したいので、申し込みます。

### 実務経験証明書

申請者は、 年 月 日から 年 ヶ月間農薬使用管理等業務  
（農薬販売・防除）に従事していることを証明します。

所在地

勤務先名称

勤務先代表者

注1）認定試験の免除を申請する場合は、「農薬管理指導士認定試験免除願」（別記様式第3号）を添付する。なお、認定試験免除者については、更新研修を受講することで養成研修にかえることができるものとし、更新研修の受講場所を事前に事務局に連絡することとする。

注2）申請者が個人の販売者または防除業者の場合、証明書の記載に変えて農薬販売業又は防除業の証の写しを添付する。

別記様式第2号（農薬販売業務及び防除業務従事者以外の方）

（「長崎県農薬管理指導士認定事業実施要綱の運用について」第1の1の（1）（2）に該当する業種以外）

## 長崎県農薬管理指導士 養成研修受講申請書（業務証明書）

年 月 日

長崎県知事 様

3 × 4 cm (写真) ※試験免除者は不要
-------------------------------

住 所 〒

氏 名

T E L

年 齢

勤務先の名称

勤務先の所在地 〒

勤務先の T E L

受講予定場所（いずれかに○を付けてください）

県央地区・島原地区・県北地区・五島地区・上五島地区・壱岐地区・対馬地区

長崎県農薬管理指導士養成研修を受講したいので、申し込みます。

### 証 明 書

申請者は、農薬使用管理等業務（ゴルフ場作業・農産物生産販売及び集出荷業務・その他）に従事していることを証明します。

所在地

勤務先名称

勤務先代表者

注1）認定試験の免除を申請する場合は、「農薬管理指導士認定試験免除願」（別記様式第3号）を添付する。なお、認定試験免除者については、更新研修を受講することで養成研修にかえることができるものとし、更新研修の受講場所を事前に事務局に連絡することとする。

注2）申請者が「長崎県農薬管理指導士認定事業実施要綱の運用について」第1の1の（4）（5）に該当するものとして、証明する会社や運営団体等が存在しない場合は、別途、県農業イノベーション推進室に問い合わせること。

長崎県農薬管理指導士  
更新研修受講申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 〒

氏 名

T E L

年 齢

勤務地の名称

勤務地の所在地 〒

勤務地の T E L

長崎県農薬管理指導士更新研修を受講したいので申し込みます。

記

1. 長崎県農薬管理指導士認定番号 第 号
2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日
3. 農薬管理指導士更新研修受講予定場所（いずれかに○をつけて下さい）

長崎地区 ・ 県央地区 ・ 島原地区 ・ 県北地区

五島地区 ・ 壱岐地区 ・ 対馬地区

農薬管理指導士認定試験免除願

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 〒

氏 名

T E L

長崎県農薬管理指導士認定事業の運用についての第2の4の規定に基づき、認定試験の免除をお願いします。

記

1. 添付書類

資格証の写 1部

# 農薬管理指導士認定証

長崎県第 号

氏名

認定期間 年 月 日から 年 月 日迄

長崎県農薬管理指導士認定事業実施要綱に基づき、長崎県農薬管理指導士として認定する。

年 月 日

長崎県知事

別記様式第6号

農薬管理指導士認定証再交付申請書

年 月 日

長崎県知事名 様

現住所

氏名

農薬管理指導士認定証の再交付を下記のとおり申請します。

記

- 1 認定番号
- 2 交付年月日
- 3 氏名
- 4 再交付の理由

別記様式7号

農薬管理指導士認定に係る勤務地変更届

年 月 日

長崎県知事名 様

住所 〒

TEL

氏名

農薬管理指導士の認定に係る勤務地の変更について下記のとおり届出ます。

記

氏名		
認定番号	号	
	旧	新
所属団体		
所属名		
所属住所		
所属電話番号		

\* 所属団体欄は、農協、農販協、造園組合、キーパー会、その他（個人）のいずれかをご記入下さい。